

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年3月26日

日本ライフル射撃協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.riflesports.jp>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・審査基準 (1) (2) (3) について →2007年に策定した「NRAJ中長期行動計画」が2017年までの活動指針であった。新たに2021年から始まる4年間の2021年中期計画を策定するプロジェクトチーム編成に着手したところで新型コロナウイルス感染防止の観点から作業が中断していた。当初2020年度末の理事会で諮り承認後公表する予定であったが、2021年度に策定を着手し2022年度当初の公表を目指す。尚、中期計画策定にあたっては、事務局員や役員だけでなく外部有識者もメンバーとし、競技の普及と強化だけでなく社会貢献の視点も踏まえた計画とする方針である。	1.NRAJ中長期行動計画 2.2019年度第4回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・審査基準 (1) (2) (3) について →2021年度に策定を着手し2022年度当初の公表を目指す中期計画に組織運営の強化に関する採用及び育成に関する計画も盛り込む予定。	1.NRAJ中長期行動計画 2.2019年度第4回理事会議事録

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・審査基準 (1) (2) について →毎年度事業計画、予算については理事会で承認後内閣府に提出し、HPにて公表をしている。 <a href="https://www.riflesports.jp/member/about_nraj/disclose/">https://www.riflesports.jp/member/about_nraj/disclose/</a> ・審査基準 (3) について →財務の健全性を高める為の計画は、2021年度に策定を着手し2022年度当初の公表を目指す中期計画に含めて作成する予定。特に自己財源の観点から会員増加による会費収入増や、スポンサー収入の増加をはかるため、競技の魅力を高め、情報発信の効果的な方法の検討も併せて行う。	3.公益社団法人日本ライフル射撃協会定款 4.公益社団法人日本ライフル射撃協会会計処理規程 5.公益社団法人日本ライフル射撃協会財産管理運用規程 6.2020年度事業計画 7.2020年度収支補正予算書 (損益)
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合 (25%以上) 及び女性理事の目標割合 (40%以上) を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・審査基準 (1) (2) について →役員候補者選定に関する規定を改定し、外部理事25%、女性理事40%の目標割合を改定規定に盛り込む予定。2021年度中の理事会で役員候補選考基準を整備し、2023年度の改選時から段階的に実施。激変緩和措置を講じ2025年度から本格導入する。	8.役員候補選考基準 (内規) 9.名誉職および理事待遇、参事の選任等に係わる規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	審査基準 (1) (2) について →社員総会（公益社団法人）を構成する社員については、加盟団体の代表者から構成されると定款に定められており、代表者の推薦権は加盟団にあるため、外部社員、女性社員の割合を高める方策は加盟団体の権利にも関わることから慎重な検討を要する。執行部により素案を作成し、数度の理事会、総会での議論を経て2022年度の初めの理事会及び2022年総会で定款変更の議決を得て、2023年の理事改選から外部、女性社員の増員を図る。	3.公益社団法人日本ライフル射撃協定会定款 10.公益社団法人日本ライフル射撃協会会員規程 11.役員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	審査基準 (1) (2) (3) について →2019年度に選手会をアスリート委員会として名称を変更した。アスリート委員会の開催はオリンピック選手選考中に委員会を開催する事は、選手の精神的な負担過多と懸念し、第1回アスリート委員会は2021年秋に開催する事とした。委員の構成は種目、男女の割合を考慮している。アスリート委員会の意見を組織運営に反映させる方策については2021年度中に具体化する予定。	12.アスリート委員会規程 13.本部および委員会の運営に関する規程 14.各本部常設委員会方針と編成 15.公益社団法人日本ライフル射撃協会組織図
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・理事会の役員構成は各ブロック推薦理事と本部推薦理事から成る。ブロック推薦理事は地方加盟団体の意見を協会運営に反映すること、協会方針を地方加盟団体に説明し実効性を担保することを役割としている。他方、本部推薦理事は主に関東近県の会員及び有識者から構成され、業務執行理事又はその候補者としての役割を担ってきた。今後、会議のオンライン化を取り入れたことで関東に限らず全国から本部推薦理事の選出が可能となる。現状27名であるが、どのような規模、構成が望ましいかについては協会運営の根幹に関わることから2023年度改選に適用できるように慎重に検討を行う。	3.公益社団法人日本ライフル射撃協定会定款 11.役員名簿

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・役員70歳定年制度を制定し運用をしている。	8.役員候補者選考基準(内規) 9.名誉職および理事待遇、参事の選任等に係わる規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 ・2023年度の役員改選時から段階的に、再任回数の上限が適用できるように、規定の整備に向けて検討を行う。	3.公益社団法人日本ライフル射撃協会定款 8.役員候補選考基準(内規) 11.役員名簿
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・現行の役員候補者選定規定の選定委員に女性委員や外部有識者委員を加えるように2021年度中に改定を行い、2023年度役員改選に向けて人選を含め体制を整える。	8.役員候補選考基準(内規)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	各種規定等を整備している。	3.公益社団法人日本ライフル射撃協定会款 16.公益社団法人 日本ライフル射撃協会 倫理規程 17.加盟団体規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ各種規程を整備している。 2020年3月に規程集発行後に改訂された規程については、クリーン版が存在しない。2020年3月以降に改訂された規程については証憑書類70を参照。	3.公益社団法人日本ライフル射撃協定会款 4.公益社団法人日本ライフル射撃協会会計処理規程 5.公益社団法人日本ライフル射撃協会財産管理運用規程 10.公益社団法人日本ライフル射撃協会会員規程 13.本部および委員会の運営に関する規程 17.加盟団体規程 70.2020年度第1回理事会議事録

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	顧問弁護士と相談の上、情報公開規程を作成し、2021年度2月の理事会で承認する予定。	3.公益社団法人日本ライフル射撃協会定款
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款をはじめ各種規定を整備している。	3.公益社団法人日本ライフル射撃協会定款 18.役員報酬ならびに費用に関する規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款をはじめ各種規定を整備している。	3.公益社団法人日本ライフル射撃協会定款 4.公益社団法人日本ライフル射撃協会会計処理規程 5.公益社団法人日本ライフル射撃協会財産管理運用規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・スポンサー規定はあるものの、マーケティングに関する内容が乏しいことから、2021年度中期計画立案時にマーケティングに関する規定を整備する。 ・会員増加による会費収入増や、スポンサー収入の増加をはかるため、競技の魅力を高め、情報発信の効果的な方法の検討も併せて行う。 ・各種公認料、認定料の見直しもはかっていく。 ・クラウドファンディングなど広く社会一般からも支えられるスキームを構築するために必要となる規定の整備を検討する。	10.公益社団法人日本ライフル射撃協会会員規程 19.社団法人日本ライフル射撃協会 競技者資格並びにスポンサーシップ規定 20.社団法人日本ライフル射撃協会 競技者資格並びにスポンサーシップ規定適用ガイドライン 21.段級審査規定 22.公益社団法人日本ライフル射撃協会検定基準 23.電子標的再公認検定要領について 24.ライフル射撃場の公認に関する規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<p>国際競技大会への派遣については各年度に「ナショナルチーム選考要綱」「育成アスリート選考要綱」を選手強化委員会、選手強化本部、理事会で承認の上制定し、選手の選考及び国際競技大会への派遣について定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟団体規定および倫理規程により加盟団体に対し差別禁止はもとよりコンプライアンス遵守をもとめている。</li> <li>・倫理規程、および選手選考基準に、(1) 選手派遣の基準を明確に定め、それを周知しており選手の権利保護に努めている。(2) その権利が侵害された場合には相談窓口を開いている、ことを明記し、2021年度2月の理事会で承認する予定。</li> </ul>	<p>16.公益社団法人日本ライフル射撃協会 倫理規程</p> <p>17.加盟団体規程</p> <p>26.2020年度ナショナルチーム選手選考基準及び海外派遣暫定要綱</p> <p>27.2020年育成アスリート指定要綱</p> <p>28.東京2020オリンピック新要綱</p>
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認審判員制度が確立されており、審判員の任命は理事会の承認事項となっている。</li> <li>・年に一度集合形式で「審判講習会」を開催している。</li> <li>・公正な大会運営の為に審判員の選考基準を明文化し、2021年度中に基準に基づく審判員選考を周知する。規程案は、2021年度2月理事会で承認する予定。</li> </ul>	69.2021年度競技会開催に関してのお願い
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所と顧問契約を結んでおり、日常的に専門的事項について相談できる体制は確保している。</li> </ul>	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規程により重大なコンプライアンス違反事項が発生した際は機動的に倫理委員会にて審議する。</li> <li>・総務委員会法務部会では倫理委員会マターではないコンプライアンスに関する事項につき担当する。</li> <li>・通報を受けた内容を総務委員会が状況把握に努め、審査基準に基づき審議する。案件により倫理委員会が招集される。</li> <li>・倫理委員会規程を作成し、2021年度2月理事会で承認予定。同規程において、総務委員会と倫理委員会の業務分けを明確にする。</li> <li>・2021年度以降、年1回以上、総務委員会においてコンプライアンスについての議事を開催する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>13.本部及び委員会に関する規程</li> <li>15.公益社団法人日本ライフル射撃協会組織図</li> <li>16.公益社団法人日本ライフル射撃協会 倫理規程</li> <li>33.公益社団法人日本ライフル射撃協会 通報相談窓口利用要領</li> <li>34.公益社団法人日本ライフル射撃協会 通報相談処理規程</li> <li>35.総務委員会名簿</li> <li>36.倫理委員会名簿</li> <li>61.報告及び届出義務書類の提出について</li> <li>62.加盟団体規程の提出書類の追加について(依頼)</li> <li>63.定款、会則、規約についてのお願い</li> </ul>
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理委員会には弁護士、女性が含まれている。</li> <li>・総務委員会法務部会には弁護士、学識経験者、女性が含まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35.総務委員会名簿</li> <li>36.倫理委員会名簿</li> </ul>

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・役職員に対して2021年度より年に2回の実施を目標にし、遠方の役職員ももれなく受講できるようにオンライン受講も対応する。	37.インテグリティ講習実施例(大学生) 38.インテグリティ講習実施例(社会人) 39.インテグリティ講習実施例(小中学生) 40.インテグリティ講習実施例(高校生) 41.公益社団法人 日本ライフル射撃協会認定コーチ制度要項 64.NRAJインテグリティ講習会のオンライン対応について(追加)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・認定コーチ・指導者・アスリート向けのインテグリティ教育プログラムを既に制定し、アスリート及び指導者に対し年に1回以上の教育を実施している。	37.インテグリティ講習実施例（大学生） 38.インテグリティ講習実施例（社会人） 39.インテグリティ講習実施例（小中学生） 40.インテグリティ講習実施例（高校生） 41.公益社団法人 日本ライフル射撃協会 認定コーチ要項 43.NRAJインテグリティ教育受講報告済IDリスト 44.2019年度講習会実施報告、2020年度講習会実施報告 64.NRAJインテグリティ講習会のオンライン対応について（追加）

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・認定コーチ・指導者・アスリート向けのインテグリティ教育プログラムを既に制定し、審判員に対し年に1回以上の教育を実施している。	37.インテグリティ講習実施例(大学生) 38.インテグリティ講習実施例(社会人) 39.インテグリティ講習実施例(小中学生) 40.インテグリティ講習実施例(高校生) 41.日本ライフル射撃協会認定認定コーチ要項 43.NRAJインテグリティ教育受講報告済IDリスト 64.インテグリティ教育オンライン講習会について 65.2020年2月23日審判講習会資料
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・弁護士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所と顧問契約を結んでおり、日常的に専門的事項について相談できる体制は確保している。	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	・協会全体の財務に影響の大きい選手強化会計については月に一回の頻度で予算の進捗確認会を執行部、監事、強化委員長、強化経理担当者により実施している。その他一般会計を含め財務・経理の適正な処理の確認は適時行い、半期決算は本決算と同様に会計処理による財務諸表を作成し総務委員会財務部会、理事会に報告をしている。	3.公益社団法人日本ライフル射撃協定会定款 4.公益社団法人日本ライフル射撃協会会計処理 規程 48.2019年度収支決算書 49.2020年度第1回理事 会議事録 50.2020年度定時社員総 会議事録 57.監事名簿 58.H19年第1回総会議 事録 59.2019年第1回総会議 事録
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	・会計検査院等行政機関の国庫補助金利用に関する調査対象となるが、特段の指摘は受けておらず、適正に運用されている。	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている財務諸表はホームページで開示公表している。 <a href="https://www.riflesports.jp/about_nraj/disclose/">https://www.riflesports.jp/about_nraj/disclose/</a>	48.2019年度収支決算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・年6回発行している機関紙（ライフルスポーツ）にて決算及び予算を掲載している。議事録は、ホームページに掲載している。 <a href="https://www.riflesports.jp/member/about_nraj/disclose/">https://www.riflesports.jp/member/about_nraj/disclose/</a> ・選手選考基準、派遣基準は理事会で決定後速やかにホームページで開示公表している。 <a href="https://www.riflesports.jp/member/">https://www.riflesports.jp/member/</a>	26.2020年度ナショナルチーム選手選考基準および海外派遣暫定要綱 27.2020年度育成アスリート指定基準及び海外派遣要綱 28.東京オリンピック競技大会選手選考新要綱 51.ライフルスポーツ議事録掲載ページ
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・ガバナンスコードの自己説明については2020年度内にホームページで公表する。	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・定款33条、および倫理規程に規定を定めている	3.公益社団法人日本ライフル射撃協会定款 16.公益社団法人日本ライフル射撃協会 倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・2021年度内に利益相反ポリシーを作成し、2021年度2月の理事会で承認予定。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・すでに開設しており運用をしている。 <a href="https://www.riflesports.jp/member/for_member/">https://www.riflesports.jp/member/for_member/</a> ・2021年度以降の役職員向けインテグリティ教育において、通報が正当な行為であることを指導していく。	16.公益社団法人日本ライフル射撃協会 倫理規程 33公益社団法人日本ライフル射撃協会 通報相談窓口利用要領

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>・通報相談窓口は協会から独立させて、弁護士事務所に設けている。相談窓口である弁護士事務所は通報相談の内容が通報相談処理規程、通報相談窓口利用要領及び倫理規定に照らし必要に応じ協会に倫理委員会または総務委員会法務部会の開催を要請する。倫理委員会、総務委員会法務部会のメンバーは弁護士、学識経験者、女性が含まれている。</p>	<p>16.公益社団法人日本ライフル射撃協会 倫理規程 33公益社団法人日本ライフル射撃協会 通報相談窓口利用要領 34.公益社団法人日本ライフル射撃協会 通報相談処理規程</p>
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>・倫理規程及び通報相談処理規程、通報相談窓口利用要領、加盟団体規程により懲罰内容、禁止行為、処分に至る内部手続き等につき詳細に定めている。</p> <p>・通報相談窓口URL <a href="https://www.riflesports.jp/member/for_member/">https://www.riflesports.jp/member/for_member/</a></p> <p>・倫理規程掲載URL <a href="https://www.riflesports.jp/member/rule_info/doc/2017updaterules1/rule1_20_RinriKitei.pdf">https://www.riflesports.jp/member/rule_info/doc/2017updaterules1/rule1_20_RinriKitei.pdf</a></p> <p>必要な規程の設置もしくは改訂を検討し、2021年度2月理事会で承認する予定。</p>	<p>16.公益社団法人日本ライフル射撃協会 倫理規程 17.加盟団体規程 33公益社団法人日本ライフル射撃協会 通報相談窓口利用要領 34.公益社団法人日本ライフル射撃協会 通報相談処理規程</p>

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰 制度を構築すべき である	(2) 処分審査を行う者は、 中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・通報相談窓口は協会から独立させて、弁護士事務所に設けている。相談窓口である弁護士事務所は通報相談の内容が通報相談処理規程、通報相談窓口利用要領及び倫理規定に照らし必要に応じ協会に倫理委員会の開催を要請する。倫理委員会、総務委員会法務部会のメンバーは弁護士、学識経験者、女性が含まれている。</li><li>・倫理委員会規程を作成し、2021年度2月理事会で承認予定。同規程において、総務委員会と倫理委員会の業務分けを明確にする。</li></ul>	2.2019年度第4回理事会 議事録 16.倫理規程 17.加盟団体規程 35.総務委員会名簿 36.倫理委員会名簿
37	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争 について、公益財団法人日本 スポーツ仲裁機構によるス ポーツ仲裁を利用できるよう 自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"><li>・倫理規程により懲罰や紛争について公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の自動応諾を定めている。</li><li>・2021年度2月理事会にてあらゆる決定を広く対象に含む自動応諾条項を定めた規程を承認予定。</li></ul>	16.公益社団法人日本ラ イフル射撃協会 倫理 規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・処分対象者にはスポーツ仲裁機構の利用が可能であることを通知している。	16.公益社団法人日本ライフル射撃協会 倫理規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・危機管理マニュアルは2021年度中に作成し、理事会で決定する予定である。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・過去4年以内に不祥事は発生していない。 ・倫理規程違反による不祥事は倫理規程により速やかに倫理委員会を設置し、調査に着手する。 ・加盟団体規程違反による不祥事については総務委員会法務部会が速やかに調査を実施する。	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去4年以内に外部調査委員会は設置していない。</li> <li>・外部調査委員会設置が必要になるような不祥事を未然に防ぐべく努力する。</li> </ul>	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度に加盟団体規程を改定し、協会と加盟団体との間の責任と権限を明確化した。</li> <li>・加盟団体への定款チェックと指導を行なっている。</li> <li>・2020年度中に地方組織との関係図を作成予定。</li> </ul>	17.加盟団体規程 62.定款・会則・規約についてのお願い 71.地方組織との関係図

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・地方代表が（各加盟団体代表者が社員として、ブロック代表が理事として）協会の方針決定に関与してしていることから重要事項の情報共有は遅滞なく行われている。また、ホームページ及び機関紙により理事会決定事項は公表されている。 <a href="https://www.riflesports.jp/member/about_nraj/disclose/">https://www.riflesports.jp/member/about_nraj/disclose/</a> インテグリティ研修会、審判講習会等を定期的に行っている。	53.2019.2020年度正会員一覧 54.2019.2020年度理事・監事名簿 55.2019.2020年度参事名簿 証憑58.定款、会則、規約について 64.インテグリティ教育オンライン講習会について 65.2020年2月23日審判講習会 68.ライフルススポーツ